

広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラム 募集要項

(2026年10月・2027年4月支援開始分)

■文部科学省「次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)」の支給対象について

「次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)」事業に関し、文部科学省より「研究専念支援金(生活費相当額)支援の対象は日本人学生に限定する」旨の方針が示されたことに伴い、当該事業により実施する「広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラム」は、日本国籍を有する者または永住者等の一部の在留資格を持つ者(応募資格(5)を参照)のみが支援対象となります。

一方で、広島大学としては、優秀な外国人留学生を受け入れ、支援することも不可欠であると考えことから、大学独自に、外国人留学生向けの支援制度「広島大学グローバル博士フェローシップ制度」を創設しました。留学等の在留資格を持つ外国人留学生の方は「広島大学グローバル博士フェローシップ制度」に申請してください。

「広島大学グローバル博士フェローシップ制度」

なお、上記の SPRING 運用変更に関して、広島大学は現在、科学技術振興機構(JST)に 2027 年度以降の支援枠を申請中です。本学の申請が採択されれば、2027 年度以降には、留学生や社会人学生に対しても研究費(40 万円/年)のみを支援する枠が付与され、新たに支援ができる予定です。この留学生や社会人学生に対する研究費支援については、JST から 2027 年度以降の事業についての採択結果通知後に募集する予定です。

■Regarding Eligibility for MEXT "Support for Pioneering Research Initiated by the Next Generation (SPRING)"

MEXT has announced the following policy: "Support for the stipends (equivalent to living expenses) shall be limited to Japanese students." Accordingly, the "Program for Developing and Supporting the Next-Generation of Innovative Researchers at Hiroshima University" implemented under this initiative supports only individuals who hold Japanese nationality or who possess certain residence statuses, such as permanent resident status (see Eligibility Requirement (5)).

However, Hiroshima University recognizes that accepting and supporting outstanding international students is also essential. Therefore, the University independently established the "Hiroshima University Global Doctoral Fellowship" as a support system for international students.

International students should apply to the "Hiroshima University Global Doctoral Fellowship".

"Hiroshima University Global Doctoral Fellowship"

Please also note that Hiroshima University is currently applying to the Japan Science and Technology Agency (JST) for support allocations for fiscal year 2027 onward in relation to the above changes to the SPRING program. If the proposal is approved, a new framework will be introduced from FY2027 to provide research funding only (400,000 yen per year) to international students and students who are working professionals. Applications for this research funding for international students and students who are working professionals will be invited after JST announces the selection results for the FY2027 program.

制度趣旨

広島大学では、科学技術振興機構「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の実施機関に採択されたことに伴い、博士課程後期学生が安心して研究に集中できる環境を整え、我が国の将来の科学技術・イノベーションに貢献し、世界の未来を担う人材となる博士課程後期学生を支援・育成し、羽ばたかせることを目的として、「広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラム」を創設し、支援対象となる学生(以下、「次世代フェロー」という)を募集します。

本プログラムでは、広い視野と知識をもち、優れた判断力と行動力を有する総合的な力で、我が国の将来の科学技術・イノベーションに貢献し、世界をより良くする取り組みを推進できる人材を求めます。特に、広島大学で博士号を取得した後も我が国の科学技術・イノベーション創造に直接携わる意思を有する者を求めており、審査においてもこの点を特に重視します。

採択した次世代フェローには、研究専念支援金(生活費相当額)および研究費を支給するとともに、海外の研究機関への研究留学の機会の提供や、トランスファラブルスキルの習得、キャリア開発・育成に係る様々な取組を実施する予定です。

また、次世代フェローが自らの専門領域を超えて交流・連携し合う創発の場として「HU SPRING」を設置し、社会課題の解決や、世界平和実現にどのようにアプローチしていけばよいかをディスカッションする場を提供します。

1. 募集人数(募集人数は、修了者ならびに辞退者等の人数により毎年度変動します。)

研究科	課程	専攻	プログラム	対象学生	人数
全ての研究科・研究院	博士課程後期又は4年制の博士課程	全ての専攻	全てのプログラム	・2026年4月に、本学の博士課程後期又は4年制の博士課程に入学した者。	2026年10月支援開始 40名程度
				・2026年10月に、本学の博士課程後期又は4年制の博士課程に入学予定の者。	
				・2027年4月に、本学の博士課程後期又は4年制の博士課程に入学予定の者。	2027年4月支援開始 60名程度の予定(※1)

(※1)SPRING 運用変更に伴い、広島大学は科学技術振興機構に 2027 年度以降の支援枠を申請中であり、支援可能枠数が未確定であることから、2027 年 4 月支援開始分の採択人数は本学の支援枠の結果に応じて予定から変更となる可能性があります。

2. 応募資格

次の(1)~(5)をいずれも満たす者

- (1) 支援開始時に、広島大学の大学院博士課程後期又は4年制の博士課程に在学している者で、上記“対象学生”に合致する者。ただし、標準修業年限を超えて在学している者及び休学(※)している者を除く。
※出産・育児・疾病・留学等の事由による休学者については、個別の事情を考慮して別途判断する。
- (2) 支援を開始する年の1月~12月の収入が240万円以上となることが見込まれない者(給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、インターンシップの給与・報酬、RA・TA、アルバイト等による収入は含まない。)
- (3) 支援開始時に、日本学術振興会特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの奨学金等の支援を受ける留学生ではないこと。
- (4) 本プログラムと支援期間が重複し、他の奨学金等との併給が不可とされる地方公共団体・民間団体等の奨学金を受けておらず、申請中でもない者。

(5) 次の国籍要件または在留資格等のいずれかに合致する者。

No.	国籍区分	備考
①	日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人

※以下②～⑦に該当する者には、在留カード等の別途必要書類の提出を求め、要件に合致するかの確認を行います。

No.	在留資格等	備考
②	特別永住者 (日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条)	入管特例法第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
③	永住者 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	法務大臣から永住の許可を得た者
④	日本人の配偶者等 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	日本人の配偶者、子、特別養子
⑤	永住者の配偶者等 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子
⑥	定住者 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	一定範囲のインドシナ難民、一定範囲のベトナム難民、日系3世、定住者の配偶者、帰化した日本人・永住者・特別永住者・定住者の実子、中国残留邦人及びその子、日本人の実子を扶養する外国人親などのうち、将来永住する意思が認められる者に限る。
⑦	家族滞在 (出入国管理及び難民認定法別表第1)	下記のいずれにも該当する者に限る。 ・日本国内で出生又は12歳に達した日に属する学年の末尾までに初めて入国した者。 ・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者。 ・博士(後期)課程修了後も日本で就労して定着する意思がある者。

3. 応募方法

下記オンライン申請フォーム(Google Form)に接続し、各項目を入力して送信してください。

※5月21日及び25日に応募者説明会を開催後、5月27日(水)9:00～6月19日(金)17:00(日本時間)が申請書提出期間となります。

説明会に関して詳しくは[こちら](#)から。

<オンライン申請フォーム>: [Google Form](#)

【5月27日(水)9:00から申請可能】

※フォーム申請には Google アカウントとパスワードの認証が必要です。ログイン画面が表示された場合には、ご自身の Gmail アドレスを入力してください。(※広大メールではありません)

(申請上の注意事項)

- * 必ず PDF 形式で保存した応募書類をアップロードしてください。
- * 応募書類は、カラー・モノクロいずれでも可。
- * 応募書類は、必ず本プログラムの指定様式を変更せずに用いること(各項目の指定ページ数も厳守すること)。指定様式以外で応募した場合、ならびに指定ページ数を超過している場合は、審査に付されないことがあります。
- * 応募書類の「チェックシート」も記入・提出が必須です。チェックシート不備の場合は、審査に付されないことがあります。
- * 応募書類の差し替えは原則、できません。提出する書類に誤りのないことを確認のうえ、提出をしてください。
- * オンライン申請フォームからの応募が難しい場合、メール本文に“フォーム利用が難しい理由”を記載のうえ、問い合わせ先のメールアドレスまでお問い合わせください。

4. 応募締切

2026年6月19日(金) 17時(日本時間)

* いかなる理由があっても、締切後の申請は受け付けません。応募書類の作成や申請フォームの入力に時間がかかることを想定して、計画的に応募してください。

* 締切が近づくと問い合わせが集中し、回答に時間がかかります。計画的に応募書類の作成を行い、疑問点があれば早めに問い合わせをしてください。なお、よくある質問については、以下に掲載していますので、問い合わせ前にまずはこちらをご確認ください。

[<よくある質問>](#)

5. 選考方法および選考結果

(1) 選考方法

第1次審査(書面審査)と第2次審査により選考します。第1次審査は、原則、専門分野の近い審査員1名、他分野の審査員2名で審査を行います。第2次審査は、学外有識者を加えた総合審査委員会により、審査を行います。第1次審査の結果によっては、第2次審査を行わずに、第1次審査の結果をもって採択者を決定する場合があります。第2次審査の形式については、対象者に別途通知します。

選考においては、本フェロシップ事業の目的である「我が国の将来の科学技術・イノベーションに貢献し、世界の未来を担う人材となること」を特に重視しますので、ご留意ください。

また、採択者においては、過去の申請書等との類似性をチェックし、不正と判断される場合には採択を取り消します。なお、採否理由などの問い合わせには一切回答できませんので、予めご了承ください。

(2) 選考結果の通知

* 2026年10月支援開始分の申請者(2026年4月または10月入学者)

9月中に応募者全員に e-mail にて通知する予定です。

* 2027年4月支援開始分の申請者(2027年4月入学予定者)

SPRING 制度変更に伴い、広島大学は現在、科学技術振興機構(JST)に2027年度以降の事業(支援枠)を申請中であることから、JST から本学に対して事業の採択ならびに支援可能枠数の通知があり次第、応募者全員に e-mail にて通知する予定です。(時期未定)

6. 採択後の支援内容及び注意事項

(1) 支援内容に関しては、別紙<広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラムによる支援の概要>をご覧ください。

(2) 採択予定となった場合でも、本学へ入学されない場合は正式な採択とはなりません。博士課程後期への入(進)学に向けての試験の出願手続、試験合格後の入(進)学手続等については、入学を希望する研究科などに確認のうえ、別途行ってください。

- (3) 入学時期を延期・変更した場合には、採択は取消となります。入学時期に合わせて、再度申請してください。
例)2027年4月支援開始分として採択予定となり、その後、2027年10月に入学時期を延期した場合、今回の採択結果は取消となり、次回の募集に新たに応募いただき、採択される必要があります。
- (4) 本学では次世代フェローに応募する学生には日本学術振興会特別研究員にも応募することを、特にアカデミアを目指す者には推奨しております。次世代フェローに採択となった場合でも原則次年度以降も継続して日本学術振興会特別研究員に応募してください。
- (5) 採択者には、入学後にガイダンス資料を、広島大学オンライン学習支援システム(Moodle)にて共有いたしますので、そちらも必ずご確認ください。

7. 問い合わせ先

広島大学大学院次世代フェローシップ申請窓口(グローバルキャリアデザインセンター)

e-mail: fellowship@office.hiroshima-u.ac.jp

※問い合わせはメールにてお願いいたします。

＜広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラムによる支援の概要＞

1. 次世代フェローへの支援

次世代フェローには、以下の(1)～(4)の内容で支援が行われます。

- (1) 生活費相当の研究専念支援金として、入学から最大 3 年間(4 年制課程の場合は 4 年間)(※)、月額 19 万円を原則として 5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月に 2 か月分を支給します。支給日の詳細は採択決定後にお知らせします。

なお、「HU SPRING」が実施する取組において、優秀な成果・成績を挙げた場合は、HU-SPRING Award として、12 万円を 3 月に追加支給します。

※標準修業年限を超えて在籍する場合は、支援が打ち切られます。なお、出産・育児・傷病・留学等によって休学した場合等で支援の中断・延長が必要となった場合は、事情を確認して個別に判断します。

- (2) 研究専念支援金は、雑所得として課税対象となり、次世代フェロー自らが所得税に関する確定申告を行うことが必要です。

また、現在、扶養義務者(親等)の被扶養者となっている場合、研究専念支援金の受給によって扶養対象から外れる可能性があります。研究専念支援金が税法上雑所得として扱われることを扶養義務者(親等)に伝えるとともに、健康保険や扶養の扱いについては扶養義務者(親等)の職場等の担当者に問い合わせてください。

- (3) 研究費として、次世代フェローの決定年度以降、入学から 3 年(4 年制課程の場合は 4 年)を上限として、年額 40 万円以内を配分します。なお、支援期間が 6 か月以下である年度の研究費の額は、20 万円を上限とします。

2. 次世代フェローの義務

次世代フェローは、支援を受けるにあたって、以下の(1)～(7)の義務を履行するものとします。

- (1) 毎年度 1 年間の研究計画を策定し、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- (2) 大学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。
- (3) 研究活動の状況を定期的に大学に報告すること。
- (4) 各種調査に協力すること。特に本学修了後 10 年間のキャリアに関する追跡調査に必ず協力すること。
- (5) 「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」に基づき、必要な研究倫理教育を確実に受講すること。
- (6) 次世代フェローのキャリア開発等のために「HU SPRING」が実施する取組や HIRAKU-PF で案内する活動等に参画すること。特に「HU SPRING "3QUESTIONS" ～未来への 3 つの問い～」は必ず参加し、「未来博士 3 分間コンペティション」にも積極的に参加すること。
- (7) ジョブ型研究インターンシップのアカウント登録を必ず行うこと。

3. 次世代フェローの取消

次世代フェローが以下の(1)～(8)のいずれかに該当した場合は、次世代フェローの採択を取り消し、研究専念支援金の支給および研究費の配分を中止します。

- (1) その年の 1 月から 12 月までの間に一定の収入(年 240 万円以上)がある場合。その収入は、給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、有給のインターンシップ、RA・TA、アルバイト等による収入は含みません。
- (2) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの奨学金等の支援を受ける留学生となった場合。
- (3) 研究計画の遂行状況または次世代フェローとしての義務の履行状況が不十分と認められる場合。
- (4) 本人から辞退の申し出があった場合。

- (5) 休学した場合。ただし、出産・育児・疾病・留学等の場合は、支給を一時中断して復帰後に再開するなど、状況に応じ個別に判断します。
- (6) 退学した又は除籍となった場合。
- (7) 応募書類で重大な虚偽記載があった場合や、応募資格を満たしていないことが判明した場合。(この場合は、支給した研究専念支援金および研究費の全額返還を求めます)
- (8) その他大学が取り消すべき事由があると判断した場合。

4. 研究専念支援金・研究費の返還

早期修了や支援の取消等により支援期間が短縮される場合、支援終了時点で研究専念支援金の支給を停止し、超過して支給している場合には、超過額を返還していただきます。また、原則、研究費についても、支援期間を短縮した月数に応じて按分した金額を返還していただきます。

5. その他

- (1) 研究活動に支障がない範囲で、TA、RA 等で給与を受給することや、アルバイトを行うことは可能です。
- (2) 次世代フェローに採択された方は、本学のホームページでその氏名を公表します。
- (3) 応募書類に記載されている個人情報、ならびに必要なに応じ所属研究科より提供のあった個人情報は、各種選考および受入れ準備、教育・研究指導等の目的においてのみ利用します。